

緊急通報システム ホットライン119

利用の手引き

(2025年4月版)

ホットライン119とは

高齢者や身体障害者等が、自宅で火災・急病等の緊急事態が発生した際に、専用の通報機器から自動又は簡易な操作により消防防災指令センターに通報するシステムです。

具合が悪くなった時には、無線発信機のボタンを押すだけで消防防災指令センターに通報し救急車が出動します。

また、火災やガス漏れが発生した時には、各種センサーが感知し消防防災指令センターに自動通報しますので、就寝時や外出時でも速やかに消防車が出動します。

通報を受信した消防防災指令センターでは、登録している氏名、住所、生年月日、血液型、既往歴、かかりつけ病院、近隣協力者や親族の連絡先などの情報が画面に表示されますので、緊急時に必要な情報を瞬時に把握して、迅速かつ適切な救護、救援等を行うことができます。



旭川市消防本部

■ ホットライン119を利用する条件

- ① 旭川市に住所を有し、居宅において日常生活を営んでいること。
- ② 居宅に固定電話回線を敷設していること。

※アナログ回線以外をご利用の場合、一部ご利用いただけない場合があります。

詳しくは担当までお問い合わせください。

■ 通報機器の貸与を受けられる方（特定利用者）

旭川市から通報機器の貸与を受けて利用する申込みができる方は、次のいずれかの要件に該当する方です。

	特定利用者の要件	申込要件	申込みに必要な書類
1	一人暮らしで 65歳以上の身体虚弱な方	職員による身体機能の審査 又は 介護保険被保険者証の確認 (要介護1から5)	1 申込要件の確認 次の書類の写しの提出又は原本の提示 ①介護保険被保険者証 ②身体障害者手帳 ③疾患を証明する医師の診断書 又は官公署等が発行した書類 2 上記1以外で申込に必要な書類 ①住民票謄本 ②世帯全員分の市民税課税証明書（生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受給されている方は、各受給証明書） ③ 市民税が課税されている方の所得証明書 ※ 同意書（世帯全員の記名があるもの）の提出がある場合は、①～③の書類は必要ありません。
2	一人暮らしで 身体に重度の障害のある方 (1級から3級)	身体障害者手帳の確認 及び 職員による身体機能の審査	
3	一人暮らしで 生命に危険をもたらすおそれのある慢性疾患のある方	疾患を証明する 医師の診断書又は官公署等 が発行した書類の確認	
4	65歳以上のみの世帯で いずれかの方が 寝たきりの世帯	職員による寝たきりの状況 の審査 又は 介護保険被保険者証の確認 (要介護4又は5)	
5	指定地域に居住する 75歳以上のみの世帯 (指定地域は右ページ下段の表)		
6	1から5と同等であると 認められる方		

■ 利用開始時の負担額

生計維持者（世帯員のうち所得金額が一番高い方）が市民税を課税されている場合、利用開始時に1回のみ合計所得金額に応じた階層区分の金額を負担していただきます。

区分	申請時の所得状況	金額（円）
A	生活保護受給世帯・中国残留邦人等被支援世帯	0
B	生計維持者が市町村民税非課税の世帯	0
C1	生計維持者が市町村民税課税で 合計所得金額が125万円未満	3,000
C2	生計維持者が市町村民税課税で 合計所得金額が125万円以上200万円未満	6,000
C3	生計維持者が市町村民税課税で 合計所得金額が200万円以上400万円未満	12,000
C4	生計維持者が市町村民税課税で 合計所得金額が400万円以上	24,000

※「生計維持者」とは、生計を主として維持している方で、世帯員のうち所得金額が一番高い方です。

■ 指定地域表

通報機器の貸与を受けて利用する申込みができる方の要件「5」に該当する指定地域は、次の表のとおりです。

地域名	指定する区域
東旭川町	東旭川町東桜岡、東旭川町豊田、東旭川町米原、東旭川町瑞穂
東鷹栖	東鷹栖4線21号、東鷹栖5線21号・22号、 東鷹栖6線20号～22号、東鷹栖7線20号・21号、 東鷹栖8線17号～21号、東鷹栖9線17号～23号、 東鷹栖10線16号～23号、東鷹栖11線16号～24号、 東鷹栖12線18号～25号、東鷹栖13線・14線19号～25号、 東鷹栖15線20号・21号、東山、緑台、柏木
神居町	神居町上雨紛、神居町神華、神居町共栄、神居町春志内、 神居町神居古潭、神居町豊里、神居町西丘、神居町御料
江丹別町	江丹別町春日、江丹別町嵐山、江丹別町中園、江丹別町共和、 江丹別町芳野、江丹別町清水、江丹別町西里、江丹別町拓北、 江丹別町富原、江丹別町中央
西神楽	西神楽1線23号～32号、西神楽2線23号～34号、 西神楽3線22号～34号、西神楽4線23号～34号、 西神楽5線23号～29号、西神楽南13号～17号、新開

■ 申込み方法

「旭川市緊急通報システム事業利用申請書」の太線内に必要事項を記入し、消防本部指令課へご提出いただくか、電話・ホームページ・下記2次元バーコードからもお申し込みが可能です。

※ 利用申請書の配布及び受付は年間を通じて行います。

(土・日・休日を除く8：45～17：15)

■ 利用の可否

利用申請書の審査及びご自宅への訪問の上、利用の可否について決定し通知します。

また、旭川市から通報機器の貸与を受ける方（特定利用者）については、ご利用いただく通報機器の準備ができましたら、設置工事の日程をお知らせします。

□ 通報機器を自費で利用する方（一般利用者）

特定利用者の要件に該当しない方で、利用を希望される方には、自費で購入しご利用いただけます。（この場合、維持管理費も利用者の負担となります。）

また、一般利用者として利用を開始した方が、特定利用者の条件に該当するに至った場合は、市が維持管理費を負担する特定利用者に区分変更することができます。

□ 通報機器の購入・設置費用の助成について

一般利用者として利用しようとする方が次の要件に該当する場合、通報機器の購入・設置費用の1/3（40,000円を限度）を助成する制度があります。

- ① 一人暮らしで65歳以上の方
- ② 65歳以上の身体虚弱な方が属する世帯
- ③ 身体に重度の障害のある方（1級から3級）が属する世帯

なお、年度内の予算により件数に限りがあります。

くわしくは担当までお問い合わせください。

お問い合わせ先

消防本部指令課 ホットライン担当

電話：74-3523 Fax：33-0315

説明用2次元バーコード



申し込み用2次元バーコード

